日立市教委規則第　５　号

日立市青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則及び日立市教育プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

日立市教育委員会

教育長　折　笠　修　平

（改正の趣旨）

日立市青少年の家及び日立市教育プラザの使用許可書について、公印の押印を要さないこととした。

日立市青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則及び日立市教育プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（日立市青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　日立市青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和６０年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第３条関係）」に改める。

様式第１号中「様式第１号」を「様式第１号（第４条関係）」に改める。

様式第２号中「様式第２号」を「様式第２号（第４条関係）」に改め、「印」を削る。

様式第３号中「様式第３号」を「様式第３号（第６条関係）」に改める。

（日立市教育プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　日立市教育プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成９年教委規則第４号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。